入院・自宅療養中等の
 高校生の学びを支援します!

入院・自宅療養中等の生徒の教育機会の確保

学校教育法施行規則により、高等学校等において、インターネット等のメディアを利用して同時双方向で行う授業(以下「オンライン授業」という。)が実施できることとなっており、入院・自宅療養中等の生徒(以下「病気療養中等の生徒」という。)に対し、入院先の病室や自宅等で当該授業を行った場合には、出席扱いとすることができます。

病気療養中等の生徒については、医師等の意見等から配信側の授業時間に合わせてオンライン授業を受信することが難しいと学校が判断した場合に限り、本人、保護者の意向を踏まえ事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを活用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業(以下「オンデマンド型の授業」という。)を行うことが可能です。

また、病気療養中等の生徒を対象として、教育上有益と認められるときは、 通信教育を行うことも可能であり、出欠の記録については、各学校長の判断に より出席扱いとすることができます。

Q&A

- Q1 病気療養中等の生徒として、誰がどのように判断しますか。
- A1 年間延べ30日以上の欠席という定義を一つの参考としつつ、学校が判断しますが、 30日以上の欠席がなければ該当しないということではありません。
- Q2 病気療養中等の生徒に対して、受信側に教員を配置せずにオンライン授業やオンデマンド授業を実施しても授業に出席したことになりますか。
- A2 なります。なお、<u>受信側の教員の配置は必ずしも必要ではありません</u>が、学校や病院 と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、<u>体調の管理や緊急時に適切な対</u> 応を行うことができる体制を整えるようにする必要があります。

入院・自宅療養中等の生徒へのオンライン授業等の留意点

インターネット等のメディアを利用して行う授業では、履修する各教科・ 科目等に関わらず、一定時間数の対面授業を受ける必要があります。



北海道教育庁高校教育課

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業

北海道教育委員会では、令和5年度から新たに文部科学省の委託事業を受け、 病気療養中等の高校生に対し、主に次のような支援を行っています。

①ICT機器の貸出

タブレット端末やWi-Fiルーター等を貸し出します。

②病気療養中等の生徒支援会議及び復学支援会議

事業開始時に関係者が共通理解を図り、必要な支援を確認するとともに、退院時に生徒が円滑に登校を再開し、よりよい学校生活を送ることができるよう必要な支援を検討します。



③特別支援学校教諭による教育相談

希望者は、病弱教育の専門スキルを持った特別支援学校教諭による教育相談を受けることができます。

【本事業に関する留意事項】

- ◆病気療養中等の高校生へのオンライン授業及びオンデマンド型の授業は、学校教育法施行規則等に位置付けられており、本事業を活用しなくても実施できます。
- ◆本事業は、病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業を中心としたICT を活用した効果的な遠隔教育の実施方法等に関する実践研究を行うものです。
- ◆本事業は、単位の認定や進級、卒業を担保するものではありません。



【問い合わせ先】

北海道教育庁高校教育課。高校教育指導係

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

TEL 011-204-5764 FAX 011-232-1108 E-Mail kyoiku,kokyo1@pref,hokkaido.lg.jp

URL http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/nyuinseito.htm